

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

北九州市小倉北区城内1番1号

処 分 庁 北九州市長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から令和3年4月14日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく令和3年1月26日付け費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が就労外収入の収入申告を行わず不正に生活保護費を受給したとして、処分庁が行った本件処分を不服として、その取消しを求めるものです。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるもので、審査請求人は、その理由として次のとおり主張しています。

本件決定通知書によれば、審査請求人の不正受給額として、766,500円と記載され、徴収決定額として、1,073,100円と記載されている。

しかし、上記金額がどのように計算されたか、どのような理由により本件処分がなれたかが一切不明となっている。

したがって、本件処分については、上記の不明点についての事実誤認があるから違法と言え、直ちに取消されるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は本件審査請求の棄却を求めるもので、その理由を要約すると次のとおりです。

(1) 本件処分に至るまでの経緯

ア 平成21年7月23日 法による保護の適用開始

審査請求人は、手持金僅少による生活困窮のため、平成21年7月23日に北九州市小倉北福祉事務所長（以下「小倉北福祉事務所長」という。）に対して、法による保護（以下「保護」という。）を申請し、小倉北福祉事務所長は審査の結果、申請日付けで保護適用開始を決定した。

なお、審査請求人世帯は、審査請求人のみで構成される世帯である。

イ 平成27年6月19日 自宅訪問

・地区担当員が自宅訪問。その際、「生活保護のしおり」及び「不正受給にならないために」を用いて生活保護受給者の権利と義務を説明し、審査請求人に交付した。「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」を用いて詳細に説明を行い、審査請求人は内容を理解し、署名・押印し地区担当員に提出した。

ウ 平成28年7月20日 自宅訪問

地区担当員が自宅訪問。その際、「生活保護のしおり」及び「不正受給にならないために」を用いて生活保護受給者の権利と義務を説明し、審査請求人に交付した。「生活保護法第6.1条に基づく収入の申告について（確認）」を用いて詳細に説明を行い、審査請求人は内容を理解し、署名・押印し地区担当員に提出した。

工 平成29年6月27日 自宅訪問

地区担当員が自宅訪問。その際、「生活保護のしおり」及び「不正受給にならないために」を用いて生活保護受給者の権利と義務を説明し、審査請求人に交付した。「生活保護法61条に基づく収入の申告について(確認)」を用いて詳細に説明を行い、審査請求人は内容を理解し署名・押印し地区担当員に提出した。

才 同年11月24日 小倉北警察署からの情報提供

審査請求人が女性とのもめごとにより警察官から事情聴取を受けた際、同女性からの証言として審査請求人の不正就労及び不正受給に関する言及があったとの情報提供が小倉北警察署刑事二課知能犯係よりなされた。なお、就労先は〇〇株式会社であった。

力 同年12月13日 自宅訪問

地区担当員が自宅訪問時に現在就労しているかを確認したところ、口頭で「就労はしていない」と審査請求人はこれを否定した。また、審査請求人から同年10月から同年11月分の収入申告書及び資産申告書の提出があった。なお、収入申告の申告内容は就労収入及び就労外収入ともに「収入はない」とのことであった。

キ 同月 21 日 法第 29 条に基づく調査

[illegible]

ク 平成30年3月30日 自宅訪問

地区担当員が自宅訪問時に現在就労しているかを確認したところ、口頭で「就労はしていない」と審査請求人はこれを否定した。また、審査請求人から平成29年12月から平成30年1月分の収入申告書の提出があった。なお、申告内容は就労収入及び就労外収入ともに「収入はない」とのことであった。

ケ 平成30年7月3日 自宅訪問

地区担当員が自宅訪問し、その際、「生活保護のしおり」及び「不正受給にならないために」を用いて生活保護受給者の権利と義務を説明し、審査請求人に交付した。加えて、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について(確認)」を用いて詳細に説明を行い、審査請求人は内容を理解し、署名・押印し地区担当員に提出した。また、現在就労しているかを確認し、口頭で「就労はしていない」と審査請求人はこれを否定した。加えて、審査請求人から同年3月から同年6月分の収入申告書及び資産申告書の提出があった。なお、収入申告書の申告内容は就労収入及び就労外収入ともに「収入はない」とのことであった。

コ 同年10月17日 自宅訪問

地区担当員が自宅訪問時に現在就労しているかを確認したところ、口頭で「就労はしていない」と審査請求人はこれを否定した。また、審査請求人から同年7月から同年9月分の収入申告書の提出があった。なお、申告内容は就労収入及び就労外収入ともに「収入はない」とのことであった。加えて、前回自宅訪問時に提出があった資産申告書の内容に疑義があったため、地区担当員より再提出を求めると、審査請求人はこれに応じた。

サ 同年10月18日 法第29条に基づく調査

審査請求人の収入状況を調査したところ、ゆうちょ銀行の口座において同年6月15日に「久保勇斗」より10,000円の入金が判明した。

シ 同年12月11日 ~~〇〇〇〇〇〇~~事務所へ訪問

同事務所から「審査請求人が勤務中に交通事故を起こし、相手方へ金銭を要求し受領したようだ。」との情報提供があった。

ス 同月17日 法第29条に基づく調査

~~〇〇〇〇〇〇~~からの情報提供に基づき、「損害保険料率算出機構」に対し法第29条に基づく調査を実施したところ、同年1月2日に交通事故を起こしていたことが判明した。

セ 平成31年1月23日 法第29条に基づく調査

「損害保険料率算出機構」の回答に基づき、「日新火災海上保険株式会社」に対し法第29条に基づく調査を実施するも「該当なし」との回答があった。

ソ 同月30日 自宅訪問

地区担当員が自宅訪問時に現在就労しているかを確認したところ、口頭で「就労はしていない」と審査請求人はこれを否定した。また、「求職活動状況届書」の提出を求めるも、審査請求人はこれを拒否した。加えて、審査請求人から平成30年10月から同年12月分の収入申告書の提出があった。なお、申告内容は就労収入及び就労外収入ともに「収入はない」とのことであった。

タ 同年2月22日 審査請求人との面談

未申告の収入に対する認識確認のため、査察指導員同席のもと北九州市小倉北福祉事務所（以下「小倉北福祉事務所」という。）にて審査請求人との面談を実施した。審査請求人は大筋で就労及び就労外の収入に未申告のものがあつたことを認めた。そのうち交通事故損害保険金の入金先は「三重県にある百五銀行である」と発言した。

チ 同月25日 法第29条に基づく調査

審査請求人の発言に基づき「株式会社百五銀行」に対し法第29条に基づく調査を実施したところ、平成30年6月19日に「ニツシンカサイ」より616,140円の入金が判明した。



ツ 平成31年2月25日 審査請求人からの電話連絡

審査請求人から「[REDACTED]」で平成29年12月から平成30年5月まで働いていた。」との電話連絡があった。

テ 平成31年2月26日 法第29条に基づく調査

審査請求人からの電話連絡に基づき「[REDACTED]」に対し法第29条に基づく調査を実施したところ、平成29年12月から平成31年2月までの給与証明書の提出があった。

ト 平成31年4月12日 法第29条に基づく調査

株式会社百五銀行の入金記録に基づき「日新火災海上保険株式会社」に対し法第29条に基づく調査を実施したところ、平成30年6月15日に616,140円（通院交通費59,640円、休業損害39,900円、障害慰謝料516,600円）を支払ったとの回答があった。

ナ 平成31年4月17日 自宅訪問

地区担当員が自宅訪問。その際、「生活保護のしおり」及び「不正受給にならないために」を用いて生活保護受給者の権利と義務を説明し、審査請求人に交付した。「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」を用いて詳細に説明を行い、審査請求人は内容を理解し、署名・押印し地区担当員に提出した。また、審査請求人から平成31年1月から同年3月分の収入申告書があり、申告内容は就労収入及び就労外収入ともに「収入はない」とのことであった。加えて、現在就労しているかを確認したところ、口頭で「就労はしていない」と審査請求人はこれを否定し、平成31年3月分の求職活動状況届書及び資産申告書の提出があった。

ニ 令和元年6月12日 自宅訪問

地区担当員が自宅訪問時に現在就労しているかを確認したところ、口頭で「就労はしていない」と審査請求人はこれを否定し、平成31年4月から令和元年5月分の「求職活動状況届書」を提出した。また、審査請求人から平成31年4月から令和元年5月分の収入申告書の提出があった。なお、申告内容は就労収入及び就労外収入ともに「収入はない」とのことであった。

ヌ 令和元年7月1日 法第29条に基づく調査

保護開始後に他の不正受給の状況がないか確認するため、各金融機関に対し法第29条に基づく調査を実施し、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社福岡銀行、株式会社百五銀行からの回答により未申告収入があることが判明した。

ネ 同年9月4日 自宅訪問

地区担当員が自宅訪問時に現在就労しているかを確認したところ、口頭で「就労はしていない」と審査請求人はこれを否定し、同年6月から同年8月分の「求職活動状況届書」を提出した。また、審査請求人から同年6月から同年8月分の収入申告書の提出があった。なお、申告内容は就労収入及び就労外収入ともに「収入はない」とのことであった。

ノ 同年10月11日 審査請求人との面談

未申告収入の事実確認のため、査察指導員同席のもと小倉北福祉事務所にて審査請求人との面談を実施した。審査請求人は「[REDACTED]」、「[REDACTED]」からの入金については援助金として入金されたことを認め、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」からの入金については就労収入として入金されたことを認め

た。しかし、「~~収入未申告額~~」、「~~徴収金~~」からの入金については「分からない」とのことであった。

ハ 同年11月6日 返還協議会開催

処分庁は返還協議会を開催し、審査請求人に対し同日付けにて法第78条に基づく徴収決定処分（北九北護一第31949号）を行った。

ヒ 同月29日 審査請求人との面談

令和元年11月6日付けの法第78条に基づく徴収決定処分（北九北護一第31949号）の決定通知書の交付及び内容説明のため、小倉北福祉事務所にて査察指導員同席のもと審査請求人との面談を実施した。その際、決定通知書を交付し、「収入未申告額詳細」と明記した資料を用いて収入未申告額、時効による徴収金対象外額、徴収金額、徴収金への加算、徴収決定額の内容について説明し、審査請求人はこれを了解した。

フ 令和2年2月25日 審査請求人からの審査請求提起

審査請求人が令和元年11月6日付けの法第78条に基づく徴収決定処分（北九北護一第31949号）に対して審査請求を提起した。

ヘ 令和2年6月9日 返還協議会開催（徴収決定処分の取り消し）

処分庁は、令和元年11月6日付け法第78条に基づく徴収決定処分（北九北護一第31949号）について、徴収決定額に一部控除対象として検討すべき収入が含まれており、再検討を要するため取り消した。

ホ 令和3年1月26日 返還協議会開催（就労外収入）

処分庁は返還協議会を開催し、審査請求人に対し本件処分を行った。

マ 同年2月3日 審査請求人との面談

本件処分の決定通知書の交付及び内容説明のため、小倉北福祉事務所にて査察指導員同席のもと審査請求人との面談を実施した。その際、「収入未申告額詳細」と明記した資料を用いて収入未申告額、時効による徴収金対象外額、徴収金額、徴収金への加算、徴収決定額の内容について説明したところ、審査請求人は「収入未申告額詳細」の受取りについては拒否し、徴収金への加算について不服である旨を主張した。

ミ 同年3月24日 返還協議会開催（就労収入）

処分庁は返還協議会を開催し、審査請求人に対し同日付けにて法第78条に基づく徴収決定処分を行った。なお、当該徴収決定処分について審査請求人に対して通知し説明を行う予定であったが、審査請求人が体調が悪く、また入院を予定していることから、退院後にしてほしいとの希望があり、延期している。

ム 同年4月14日

審査請求人が本件処分に対して本件審査請求を提起した。

(2) 本件処分の内容及び理由

ア 本件処分の内容

平成30年6月15日から同年11月29日までに得た就労外収入826,140円について、小倉北福祉事務所に対して申告することなく不正に保護を受けていたとして法第78条第1項に基づき、加算措置を適用し、費用徴収することを決定した処分である。

イ 処分の理由

(ア) 根拠法令に関する主張

保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第



1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)等の国からの通知に従って遂行しなければならない。

a 保護費の算定について

保護における保護費の算定は、法第8条第1項で、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」とされ、保護基準額は厚生労働省告示で示されている。

次官通知第10において、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって収入認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること」とされている。

また、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)第10において、「収入充当額が最低生活費に満たない場合に保護要と判定され、その不足分が扶助される」とされている。

法は第4条第1項で、「保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」、同条第2項で、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と定めており、保護の補足性について明示している。

b 収入認定の指針について

(a) 仕送り、贈与等による収入の認定

次官通知第8の3の(2)のイの(ア)において、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること」、次官通知第8の3の(2)のイの(カ)において、その「収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。」とされている。

(b) 交通事故補償金の認定

次官通知第8の3の(2)のエの(イ)において、「保険金その他臨時的収入(中略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

c 届出の義務について

法は第61条で、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき(中略)は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と、届出の義務について定めている。

d 費用の徴収について

法は第78条第1項で、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。なお、法第78条にいう「その費用の全部又は一部」について、「全部」とは支給した保護費の全額が不正受給である場合を言い、「一部」とは支給した保護費のうち一部が不正受給



である場合を言うのであって、徴収額は不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量の余地はないと、問答集問13の22にて示されている。

問答集問13の1では、法第78条によることが妥当な場合の例として、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」や「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」などが挙げられている。

「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)IVの4の(1)では、

「不実の申請その他不正な手段」について、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠匿することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い」とされている。また、法第78条によることが妥当な場合として、問答集問13の1と同様の例を挙げるとともに、「被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきである」とされている。なお、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還」することを定めた規定であることを申し添える。

問答集問13の23の(3)では、法第78条を適用する場合における返還対象額を算定する際の控除について、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」としている。

e 徴収金への加算について

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用・徴収通知」という。)の4において、徴収金への加算措置を適用することが妥当であると考えられるものとして、次のものが挙げられている。「①収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき

②過去に保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき ③不正受給期間が長期にわたるものであるとき」。また、問答集問13の26の2において、上記③の期間の目安として「おおむね1年以上を目安とすることが適当であると考えられる。」とされている。

これらを受けて処分庁では、加算を検討する基準を、次のとおり定めている。

- ① 不正受給額が200万円以上
- ② 収入等に関する提出書類に意図的に虚偽を記載する、又は偽造、改ざんするなど悪質な手段(欺罔行為)を講じている。
- ③ 暴力団が関係するケース
- ④ 不正受給期間が長期(1年以上程度)に亘る。
- ⑤ 生活保護制度の趣旨に反した用途のために不正受給を行った。

⑥ 過去にも不正受給を行ったことがある。

⑦ 告訴等の手段を取らない場合、返還の見込みがない。

⑧ その他特に悪質と認められる事実がある。

上記の①から③のいずれかに該当する場合は、例外なく検討を実施する。

上記の④から⑧に該当する場合は、検討を行うか否か福祉事務所が判断を行う。

f 消滅時効について

地方自治法第236条第1項では、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間これを行わないときは、時効により消滅する。」とされている。

(イ) 事実関係の主張及び処分の要件を充足することの説明

a 不正受給額について

(a) 仕送り、贈与等による収入の未申告

「株式会社福岡銀行」より提出された「取引明細書」に基づく未申告額は次のとおり。

平成27年	3月16日	10,000円	[REDACTED]
平成27年	5月11日	20,000円	[REDACTED]
平成27年	6月19日	10,000円	[REDACTED]
平成27年	11月27日	2,300円	[REDACTED]
平成30年	10月10日	120,000円	[REDACTED]
平成30年	11月29日	80,000円	[REDACTED]

「株式会社百五銀行」より提出された「取引明細書」に基づく未申告額は次のとおり。

平成21年	10月14日	5,000円	[REDACTED]
平成22年	10月22日	5,000円	[REDACTED]

「株式会社ゆうちょ銀行」より提出された「取引明細書」に基づく未申告額は次のとおり。

平成30年	6月15日	10,000円	[REDACTED]
-------	-------	---------	------------

以上の収入については、次官通知第8の3の(2)のイの(7)に該当するものとして、全額を収入として認定した。また、同(7)による必要経費の控除については、審査請求人に対して必要経費の有無について確認したところ、申し出がなかったため、必要経費はないものと判断し、控除は行っていない。

なお、[REDACTED]及び[REDACTED]からの入金については、審査請求人は記憶がない等の主張をしているが、審査請求人名義の口座に入金がある以上、社会通念上審査請求人の収入であることは明らかであり、審査請求人の収入ではないとの証明もされていないため審査請求人の収入と判断した。

(b) 目的不明の入金による収入の未申告

「株式会社福岡銀行」より提出された「取引明細書」に基づく未申告額は次のとおり。

平成23年	8月19日	54,900円	[REDACTED]
平成23年	10月11日	24,800円	[REDACTED]

以上の収入については、次官通知第8の3の(2)のエの(4)に該当するものとして、全額を収入として認定した。なお、本来であれば、8,000円を限度として控除す



るところであるが、問答集問13の23の(3)に基づき、適正な申告をせずに不正に保護を受給した場合に当たるため控除は行わない。また、必要経費については、審査請求人に対して必要経費の有無について確認したところ、申し出がなかったため、必要経費はなかったと判断し、全額を徴収の対象とした。

(c) 交通事故補償金の認定

「日新火災海上保険株式会社」からの回答書に基づく未申告額は次のとおり。

平成30年 6月19日 556,500円

当該収入については、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)に該当するものとして、賠償金額のうち休業損害39,900円及び障害慰謝料516,600円を収入として認定した。なお、本来であれば、8,000円を限度として控除するところであるが、問答集問13の23の(3)に基づき、適正な申告をせずに不正に保護を受給した場合に当たるため控除は行わない。

また、未申告額556,500円のうち、治療費及び眼鏡代は現物支給であるため、収入としては認定せず、通院交通費については必要経費として控除した。

(d) 消滅時効

前記、未申告の収入のうち、以下の収入は、権利行使可能時から令和3年2月3日時点で5年を経過しており、時効により徴収権が消滅しているため、徴収金の対象から除外する。

平成21年10月14日	5,000円	
平成22年10月22日	5,000円	
平成23年 8月19日	54,900円	
平成23年10月11日	24,800円	
平成27年 3月16日	10,000円	
平成27年 5月11日	20,000円	
平成27年 6月19日	10,000円	
平成27年11月27日	2,300円	
合計	132,000円	

(e) 徴収金対象額

徴収金対象額は、前記未申告額から時効により徴収権が消滅した額を除いた上で、実費控除額を差し引いた額とする。

未申告額 ((a)+(b)+(c))	958,140円
実費控除額 (通院交通費)	59,640円
時効による除外額	132,000円
徴収金対象額	766,500円

b 法第78条の適用について

上記の収入があり、かつ地区担当員の自宅訪問等において届出の機会があったにもかかわらず虚偽の申告を重ねたことは、届出又は申告に当たり明らかに作為を加えていることに当たるため、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものとして、法第78条の適用が妥当と考える。

c 徴収金への加算の適用について

審査請求人の収入の未申告は、就労及び就労外のすべての収入において、長期にわたり作為的に繰り返されていることから、小倉北福祉事務所は北九州市保健福祉局保

護課と加算の適用について検討した。その結果、費用・徴収通知を踏まえ、収入申告書に意図的に虚偽を記載していること、不正受給期間が著しく長期にわたること等から審査請求人の行為が極めて悪質であるため、徴収金への加算措置を適用することが妥当と判断し、前述の徴収金対象額766,500円に40%の加算を行い、1,073,100円を徴収決定額として本件処分を行った。

理 由

1 認定した事実

審理関係人の主張及び審理関係人から提出された証拠書類等から次の事実が認められます。

- (1) 平成21年7月23日、小倉北福祉事務所長は審査請求人に対し法に基づく生活保護を開始したこと。
- (2) 平成27年4月13日から令和元年12月23日までの期間において、審査請求人は小倉北福祉事務所長に対し計20枚の収入申告書を提出したが、いずれの収入申告書においても就労外収入について記載されていないこと。
- (3) 令和3年1月26日、処分庁は返還会議を開催し、審査請求人に対し本件処分を行ったこと。

なお、徴収決定額の算定については次のとおりであること。

ア 収入未申告額	958,140円
イ 実費控除額（通院交通費）	59,640円
ウ 時効による除外額	132,000円
エ 不正受給額（ア－イ－ウ）	766,500円
オ 加算額（エ×40／100）	306,600円
カ 徴収決定額（エ＋オ）	1,073,100円



- (4) 令和3年1月26日付け「生活保護法第78条の決定通知書」（以下「本件処分通知書」という。）の記載内容は次のとおりであること。

- ア 不正受給時期 平成30年6月15日～令和元年11月30日
- イ 決定内容 稼働収入以外の収入）その他（主、就労外収入の未申告）
- ウ この決定の結果は以下のとおりです。

不正受給額	徴収決定額
766,500円	1,073,100円

エ 納入期限 令和3年2月28日

- (5) 令和3年2月3日、審査請求人は小倉北福祉事務所に来所し、査察指導員を含む処分庁の職員から本件処分について説明を受けたこと。説明に際し、処分庁の職員は「収入未申告額（就労外収入）詳細」（以下「未申告額詳細」という。）と明記した資料を用いて収入未申告額、時効による徴収金対象外額、徴収金額、徴収金への加算、徴収決定額の内容について説明したところ、審査請求人は未申告額詳細の受取りについて拒否したこと。

なお、未申告額詳細には、徴収金対象額766,500円に加算を行う旨の記載はないこと。

- (6) 同年4月14日、審査請求人は本件審査請求を提起したこと。

2 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 日本国憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、これを受け、法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めています。
- (2) 法第4条第1項は、保護の補足性に関し、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定めています。
- (3) 法第61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしています。
- (4) 法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができると定めています。
- (5) 地方自治法第236条第1項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅すると定めています。
- (6) 法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、次官通知、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)、 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)等に基づいて行われています。これらの国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられています。
- (7) そのほかにも生活保護担当職員用の手引書として問答集が出されており、これも活用しながら、生活保護の事務が行われています。
- (8) 次官通知第8の1の(1)は、要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該要保護者の収入に関し、申告を行わせることと定めています。
 - ア 略
 - イ 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。
また、同(2)は、収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させることとしています。
- (9) 費用・徴収通知の4は、不正受給に対する徴収金の加算について、加算措置を適用するのが妥当であると考えられるのは次の状況が認められる場合であるとしています。
 - ア 収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき。
 - イ 過去の保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき。
 - ウ 不正受給期間が長期にわたるものであるとき。
- (10) 問答集問13の1答②は、法第78条による徴収を行うことが妥当な場合として、次のものを挙げています。



ア 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき

イ 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき

ウ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき

エ 略

(11) 問答集問13の26の2は、(9)のウの「不正受給期間が長期にわたるものであるとき」の期間の目安について、おおむね1年以上であるとしています。

また、不正受給に対する徴収金への加算は、不正受給事案の内容に応じて適用するものであることから、期間だけに着目して適用することは妥当ではなく、その他の状況をも勘案した上で総合的に判断するものであるとしています。

(12) 行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項本文は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨を定めています。

また、同条第3項は、不利益処分を書面でするときは、同条第1項及び第2項の理由を書面により示さなければならない旨を定めています。

3 判断

行政手続法第14条第1項本文及び第3項の規定において法が処分において理由を提示すべきものとしている趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるところにあると解されます。そして、どの程度の理由を提示すべきかは、この趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきです（最高裁第三小法廷平成23年6月7日判決・民集65巻4号2081頁参照）。

また、その付記すべき理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、被処分者においてその記載自体から了知しうるものでなければなりません（最高裁第三小法廷昭和60年1月22日判決・民集39巻1号1頁参照）。

処分庁は、審査請求人に収入があり、かつ地区担当員の自宅訪問等において届出の機会があったにもかかわらず虚偽の申告を重ねたことは、届出又は申告に当たり明らかに作為を加えていることにあたため、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものとして、法第78条の適用が妥当と考えると主張しています。

また、処分庁は、審査請求人の収入の未申告は、長期にわたり作為的に繰り返されており、収入申告書に意図的に虚偽を記載していること及び不正受給期間が著しく長期にわたること等から、審査請求人の行為が極めて悪質であるとして、徴収金への加算措置を適用することが妥当と判断し、徴収金対象額766,500円に加算を行い、1,073,100円を徴収決定額として本件処分を行った旨を主張しています。

このことから、処分庁は、審査請求人が届出又は申告に当たり明らかに作為を加えており、不正が悪質、巧妙であるとして、法第78条第1項による不正受給額に相当する保護費の徴収及び加算措置の適用を行う本件処分を行ったものと認められます。

一方、処分庁は、本件処分を本件処分通知書により行っており、本件処分通知書には、本件処分に係る不正受給期間、決定内容、不正受給額及び徴収決定額について記載されていますが、



本件処分にあたり、加算措置を適用する理由となった具体的な事実関係及び加算割合を不正受給額の100分の40とした理由については記載されていません。

また、本件処分について、査察指導員を含む処分庁の職員は未申告額詳細を用いて収入未申告額、時効による徴収金対象外額、徴収金額、徴収金への加算、徴収決定額の内容について審査請求人に説明していますが、未申告額詳細には、徴収金対象額766,500円に加算を行う旨の記載はなく、当該説明をもって、本件処分の理由が書面で示されたものであると認めることはできません。

したがって、本件処分通知書の記載内容から、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分がなされたかを了知することはできず、本件処分には、理由の提示について瑕疵があり、その余の点を審理するまでもなく、違法又は不当があると認められます。

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和5年3月30日



福岡県知事 服部 誠太郎
(保護・援護課 保護指導係)

